

国有林の地域別の森林計画（案）に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

(石狩空知森林計画区)

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、同法第6条第2項に基づく意見の申し立て及び学識経験者、関係行政機関等への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なもの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：見書き趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
II 第 2 1 (2) 第 3 1	人工林主伐箇所においては、林内に生育している天然木を保残し、様々な樹種からなる森林へ誘導することにより、「多面的機能の持続的な森林づくり」を基本とした森林整備を進める。とした基本的な考え方に対して、具体的な適用については、後述で明記されていないので計画書本文に記述が必要である。	2	指摘のあった内容については、すべての森林を対象に現行計画で既に計画に基づき実施されてきているものの、計画書の中ではつながりが触れられておらず、分かりにくいことから第3-1-(1)を修文いたします。
II 第 3 2 (1) 人工造林に関する事項	「基準本数（本数/ha）」が高密度よりではないかと感じているが、特に育成複層林へ誘導していく森林が増えていくという計画のようであるが、なおさら植栽本数を減らすことについて、検討しても良いのではないか。	4	基準本数については、成林させることを目的に、法令等の制限を遵守するなかで天然更新した稚幼樹等を活用しながら、個々の現地に応じて植栽本数を確保しているところです。国有林の地域別の森林計画における基準本数については、どのようにあるべきかについて、検討すべき項目であると認識しています。